

大分県報

平成二十八年
号外 (三八)
三月三十一日

(木曜日)

目次

規 則

- 一 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………
- 二 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………
- 三 大分県公害被害救済措置条例施行規則の一部改正……………
- 三 大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正……………
- 四 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正……………
- 四 大分県電線共同溝占用規則の一部改正……………
- 四 大分都市計画大分臨海工業地帯土地地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の廃止……………
- 四 大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地地区画整理審議会規則の廃止……………
- 五 大分県が施行する土地地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に代わる公告に関する規則の一部改正……………
- 五 大分県萩原地区、大在及び賀来土地地区画整理事業保留地処分規則の廃止……………

○規 則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県規則第四十五号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第九条の七の三に規定する火災共済契約」を「第九条の七の二に規定する火災共済事業に係る共済契約」に改める。

別表第一の第一号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改め、同表の第四号中「政令」を「施行令」に改め、同表第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、同表の第九号中「組合員等」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）」に改め、「特定中小企業団体」の下に「（施行令第二条第一項第二号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同表の第七号とし、同表第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十四号中「又は」を「、」に、「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「若しくは中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号二に掲げる商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第六条第一項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画」を加え、同号を同表の第十二号とし、同表の第十五号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第二十二号」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同号を同表の第十四号とする。

別表第二の第一号中「第十一号又は第十二号」を「第九号又は第十号」に改め、同表の第二号中「第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号」を「第六号から第九号まで」に改め、同表の第三号中「第十二号」を「第十号」に、「第十一号」を「第九号」に改め、同表の第四号中「第一号、第三号、第五号から第十二号」を「第一号及び第三号から第十号」に、「第十五号及び第十六号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に、「貸付けの相手方」を「事業を行う者（施行令第二条第一項及び第二項に掲げる事業を行う者をいう。以下「事業実施者」という。）」に改め、同表の異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の項中「百分の八十以内。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については百分の九十以内」を「百分の九十以内」に改め、同表の下請振興事業計画承認グループ事業の項中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に、「承認振興事業計画」を「承認計画」に改め、同表の総合効率化計画認定グループ事業

の項の利率(年利)の欄を次のように改める。

- ・六五パーセント以内。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については無利子
- 一 災害防止施設資金
- 二 流通業務総合効率化事業資金(流通業務総合効率化法第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)

別表第三の施設集約化事業の項の貸付けの相手方の欄中「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等若しくは事業協同小組合、事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」に改め、同項の利率(年利)の欄中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同欄の第一号中「事業協同組合等事業協同小組合」を「事業協同組合等、事業協同小組合」に改め、同欄の第六号中「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同欄に次の一号を加える。

九 商店街活性化事業資金(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)

別表第三の施設集約化事業の項の貸付金の額の欄中「整備資金」の下に「(事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額(以下「負担額」という。))」を加え、同表の連鎖化事業の項を削り、同表の共同施設事業の項の貸付けの相手方の欄中「特定中小企業団体」の下に「特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」を加え、同項の利率(年利)の欄中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同欄の第六号を削り、同欄の第七号中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、「であつて、知事が別に定めるもの」を削り、同号を同欄の第六号とし、同欄

中第八号を第七号とし、第九号を第十号とし、第十号を第九号とし、同欄に次の一号を加える。

- 十 商店街活性化事業資金
- 別表第三の共同施設事業の項の貸付金の額の欄中「整備資金」の下に「(特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては当該者の負担額)」を加え、同表の経営改革事業の項を削り、同表の設備リース事業の項中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同表の企業合同事業の項の利率(年利)の欄中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同欄の第二号を削り、同欄の第三号を同欄の第二号とし、同表の集団化事業の項の貸付けの相手方の欄中「事業協同組合若しくは協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等又は事業協同組合等」に、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同項の利率(年利)の欄中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同欄の第四号中「以下同じ。」を削り、同欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄に次の一号を加える。

十一 商店街活性化事業資金

別表第三の集積区域整備事業の項の貸付けの相手方の欄中「事業協同組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等」に改め、同項の利率(年利)の欄中「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同欄に次の一号を加える。

七 商店街活性化事業資金

別表第四中「公益法人」を「一般社団法人等」に、「一・一〇パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十六号

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和三十年大分県規則第五十四号）の項及び大分県種畜精液譲渡規則（昭和三十九年大分県規則第六十二号）の項を削る。

別表第二の大分県種畜精液譲渡規則の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県公害被害救済措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十七号

大分県公害被害救済措置条例施行規則の一部を改正する規則

大分県公害被害救済措置条例施行規則（昭和四十九年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十号を第五号とし、同号の次に次の五号を加える。

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

九 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）

十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

十一条第十一号を次のように改める。

第一号様式の表中

生年 月日	明治 大正 昭和	年	月	日	を	生年 月日	年	月	日
----------	----------------	---	---	---	---	----------	---	---	---

平成二十八年三月三十一日

に、

現在地に住所を 定めた日	明 治 大 正 和	年	月	日	を
-----------------	-----------------------	---	---	---	---

現在地に住所を
定めた日

第一号様式の表中「健康保険・国民健康保険・船員保険・日雇労働者健康保険・国家公務員共済組合・公共企業体職員等共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済組合」を「全国健康保険協会健康保険・組合管掌健康保険・日雇健康保険・船員保険・労働者災害補償保険・私立学校教職員共済制度・国家公務員共済組合・国民健康保険・地方公務員等共済組合・後期高齢者医療制度」に改める。

第四号様式の表中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十八号

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則

大分県給水施設条例施行規則（昭和五十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「十の項」を「十一の項」に改める。

第九条第二項中「第三条第二項に規定する布設工事監督者の」を「第四条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外（規則）

大分県規則第四十九号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境影響評価条例施行規則(平成十一年大分県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項の表第四十七条第二項第五号の項中「第四十七条第二項第五号」を「第四十七条第二項第六号」に改める。

別表第一の十の項中「若しくは」を「」に、「陸上飛行場又は」を「陸上空港等の新設又は変更、」に、「農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イに規定する農用地の造成事業である事業及び土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号」を「並びに土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第一項に規定する農用地の造成事業である事業並びに同条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十二年大分県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同項第二号中「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県電線共同溝占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十一号

大分県電線共同溝占用規則の一部を改正する規則

大分県電線共同溝占用規則(平成八年大分県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「敷設年次計画」を

敷設年次計画	
電線及び電柱の撤去完了予定時期	年 月

に改める。

第四号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てが」を「審査請求をすること」に、「異議申立てをする」を「審査請求をする」に、「異議申立てをした」を「審査請求をした」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を「」に改める。

第七号様式中「敷設年次計画」を

敷設年次計画	
電線及び電柱の撤去完了予定時期	年 月

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分都市計画大分臨海工業地帯土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十二号

大分都市計画大分臨海工業地帯土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則を廃止する規則

大分都市計画大分臨海工業地帯土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則(昭和三十七年大分県規則第五十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第五十三号

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理審議会規則を廃止する規則

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理審議会規則（昭和四十九年大分県規則第五十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に代わる公告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第五十四号

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に代わる公告に関する規則

大分県が施行する土地区画整理事業に係る通知及び照会に代わる公告並びに書類の送付に代わる公告に関する規則（昭和五十年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下「令」という。）第七十二条第一項（令第七十五条第一項）を「法第七十七条第五項前段（法第三百三十三条第二項）」に改める。

第三条第二項中「令第七十二条第二項後段」を「法第七十七条第五項後段」に改め、「（第三号様式）」の下に「により行うものとし」を加え、「令第七十五条第一項」を「法第三百三十三条第二項」に改める。

第一号様式中「第72条第3項」を「第72条第2項」に改める。

第二号様式中「第133条第2項」を「第133条第3項」に改める。

第三号様式中「土地区画整理法施行令第72条第2項前段」を「土地区画整理法第77条第5項後段」に改める。

第四号様式中「土地区画整理法施行令第75条第1項において準用する同令第72条第2項前段」を「土地区画整理法第133条第2項において準用する同法第77条第5項後段」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県萩原地区、大在及び賀来土地区画整理事業保留地処分規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第五十五号

大分県萩原地区、大在及び賀来土地区画整理事業保留地処分規則を廃止する規則

大分県萩原地区、大在及び賀来土地区画整理事業保留地処分規則（昭和五十七年大分県規則第二十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。